



## ○公 告

歯科技工士試験を次のとおり行う。

平成14年12月12日

長野県知事 田 中 康 夫

### 1 試験日時

- (1) 学説試験 平成15年3月4日(火)  
午前9時から午後3時15分まで
- (2) 実地試験 平成15年3月5日(水)  
午前9時から午後4時まで

### 2 試験場所

塩尻市広丘郷原1780 松本歯科大学

### 3 試験科目

歯科技工士法施行規則(昭和30年厚生省令第23号。以下「規則」という。)第8条に規定する科目

### 4 受験資格

歯科技工士法(昭和30年法律第168号)第14条の規定に該当する者(平成15年3月31日までに該当する見込みの者を含む。)

### 5 受験手続

#### (1) 提出書類

- ア 受験願書(規則様式第4号)
- イ 履歴書(規則様式第5号)
- ウ 規則第7条第1項に規定する受験資格を証する書類  
なお、卒業見込証明書を提出した者は、平成15年3月13日(木)までに卒業証明書を提出すること。
- エ 写真(出願前6月以内に撮影した無帽、正面向き、上半身の縦6センチメートル、横4センチメートルのもの)

#### (2) 試験手数料

試験手数料(36,000円)は、長野県収入証紙により(受験願書にはって、消印しないこと。)納付すること。

## (3) 受付期間

平成15年1月14日(火)から平成14年1月17日(金)まで(郵送による場合は、平成15年1月17日までの消印のあるものに限り受け付ける。)

## (4) 受付場所

長野県衛生部医務課(県庁専用郵便番号380-8570)

## 6 受験票の交付

受験願書を受理したときは、受験票を交付する。

## 7 合格発表

平成15年3月20日(木)に長野県庁及び保健所の掲示板に掲示するほか、合格者には通知する。

## 8 その他

この試験についての問い合わせは、長野県衛生部医務課(電話 026-232-0111(内線2620))に行うこと。

医 務 課

## ○公 告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成14年12月12日

長野県知事 田 中 康 夫

## 1 申請のあった年月日

平成14年12月3日

## 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 日本・モンゴル農業交流協会

## 3 代表者の氏名

竹 田 恭 一

## 4 主たる事務所の所在地

伊那市大字東春近2917番地

## 5 定款に記載された目的

この法人はモンゴル及びアジアの発展途上国に対して農業技術移転、人材育成、人材交流に関する事業を行い、相互の国の持続可能な経済発展に寄与することを目的とする。

生活文化課

## ○公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定による変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供する。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができる。

平成14年12月12日

長野県知事 田 中 康 夫

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ショッピングタウン あおぞら

長野市東和田字前田沖930-1 ほか

## 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

(株)タカチホ

長野市大豆島5888

## 3 変更しようとする事項

大規模小売店舗内の店舗面積の合計

(変更前) 3,101㎡

(変更後) 2,378㎡

## 4 変更する年月日

平成14年11月21日

## 5 届出年月日

平成14年11月19日

- 6 届出書及び添付書類の縦覧の場所  
長野県商工部産業振興課又は長野県長野地方事務所商工課
- 7 縦覧の期間  
平成14年12月12日から平成15年4月14日まで
- 8 意見書の様式  
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)  
様式第8号による。
- 9 意見書の提出先  
長野県商工部産業振興課又は長野県長野地方事務所商工課

産業振興課

### ○公 告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)附則第5条第1項の規定による変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供する。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができる。

平成14年12月12日

長野県知事 田 中 康 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
カインズホーム大町店  
大町市常磐4844-1ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所  
(株)カインズ  
群馬県高崎市高関町380
- 3 変更しようとする事項

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

変更前	変更後
午前7時30分から午後8時まで	午前7時30分から午後6時まで

4 変更する年月日

平成15年1月2日

5 届出年月日

平成14年11月29日

6 届出書及び添付書類の縦覧の場所

長野県商工部産業振興課又は長野県北安曇地方事務所商工建築課

7 縦覧の期間

平成14年12月12日から平成15年4月14日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）  
様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工部産業振興課又は長野県北安曇地方事務所商工建築課

産業振興課

## ○公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第5項の規定による廃止の届出があったので、同条第6項の規定により、次のとおり公告する。

平成14年12月12日

長野県知事 田 中 康 夫

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

スピカビル

松本市深志1-2-31

- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所  
(株)ゼファー  
東京都千代田区岩本町2-1-15
- 3 廃止前の店舗面積の合計  
1,449平方メートル
- 4 廃止後の店舗面積の合計  
702平方メートル
- 5 廃止する日  
平成14年12月15日

産業振興課

### ○公 告

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次の地籍調査の成果を認証した。

平成14年12月12日

長野県知事 田 中 康 夫

調査を行った者の名称	成果の名称	調査を行った期間	調査を行った地域	認証年月日
更埴市	地籍簿及び地籍図	平成9年度から平成14年度まで	大字土口の一部	平成14年 12月12日

農村整備課

## ○公 告

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第11条第1項の規定による講習会を次のとおり開催する。

平成14年12月12日

長野県知事 田 中 康 夫

## 1 日時及び場所

日 時 平成15年1月30日（木） 午前9時30分から午後5時15分まで

場 所 塩尻市大字片丘字狐久保5739番地

長野県林業総合センター

## 2 講習科目及び時間

(1) 種苗に関する法令 2時間

(2) 種苗の産地及び系統に関する事項 2時間

(3) 種苗の生産技術に関する事項 2時間

## 3 受講手続

## (1) 提出書類

生産事業者講習会受講申込書（以下「受講申込書」という。）

## (2) 提出先

住所地を管轄する地方事務所（市にあっては、その市に所在する地方事務所。ただし、小諸市にあっては佐久地方事務所、岡谷市及び茅野市にあっては諏訪地方事務所、駒ヶ根市にあっては上伊那地方事務所、塩尻市にあっては松本地方事務所、更埴市及び須坂市にあっては長野地方事務所、飯山市にあっては北信地方事務所）の林務課

## (3) 受付期限

平成15年1月20日（月）

## (4) 手数料

受講手数料（14,000円）は、長野県収入証紙により（受講申込書にはって、消印しないこと。）納付すること。

## 4 講習修了証明書

講習の課程を修了した者には、生産事業者講習修了証明書を交付する。

## 5 その他

受講申込書の請求又は講習会についての問い合わせは、地方事務所の林務課に行うこと。

森林保全課

## ○公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができる。

平成14年12月12日

長野県知事 田 中 康 夫

## 1 都市計画の種類及び名称

佐久都市計画下水道 佐久公共下水道

## 2 都市計画を定める土地の区域

平成11年長野県告示第669号の土地の区域のうち佐久市大字下平尾字六間並びに大字新子田字中島、字東内池及び字小池並びに大字岩村田字南向田並びに大字根々井字八尺坊並びに大字三河田字蛇場道及び字大塚並びに大字平賀字中堰並びに大字大沢字御嶽並びに大字高柳字関口並びに臼田町大字臼田字金山及び字瘤石並びに大字田口字金石、字明法寺、字羽毛田端、字外丸間、字中原及び字割塚の各一部を追加し、佐久市大字岩村田字西赤座、字東六供、字上小平及び字鼻顔上並びに大字安原字小平及び字棧敷並びに大字新子田字野馬久保及び字原宿並びに大字猿久保字坂下並びに大字横和字割地及び字上土堂並びに大字中込字大日、字梨木及び字大塚並びに大字前山字町後並びに大字平賀字門前並びに大字太田部字石田並びに大字本新町字堰下、字樋掛及び字西浦並びに大字大沢字原並びに大字高柳字大柳及び字三隅田並びに臼田町大字湯原字和田、字下滝及び字中島並びに大字中小田切字吉原並びに大字三分字下ノ田及び字上川原並びに大字田口字脇、字大奈良、字山崎、字幸の神及び字切合の各一部を変更する。

## 3 都市計画の案の縦覧場所

長野県土木部下水道課、長野県臼田建設事務所、長野県佐久建設事務所、佐久市役所及び南佐久郡臼田町役場



4 縦覧期間

自 平成14年12月12日

至 平成14年12月27日

下水道課

○公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了した。

平成14年12月12日

長野県佐久地方事務所長 篠原 寿一

1 許可番号

平成14年7月9日 長野県佐久地方事務所指令14佐地建第14-10号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

北佐久郡軽井沢町大字長倉字制札幌19-139、19-358、19-359、字東原641-1、641-241、641-242

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都渋谷区道玄坂1-21-2

東急不動産株式会社 代表取締役 植木正威

建築管理課

## ○公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了した。

平成14年12月12日

長野県上伊那地方事務所長 鈴木 良知

## 1(1) 許 可 番 号

平成14年7月25日 長野県上伊那地方事務所指令14上伊地建第29-4号

## (2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

飯島町七久保1911

## (3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名

新潟県新潟市米山4-1-28

株式会社コメリ 代表取締役 捧 賢一

## 2(1) 許 可 番 号

平成14年10月11日 長野県上伊那地方事務所指令14上伊地建第29-7号

## (2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

駒ヶ根市赤穂2862-1、2862-2、2862-3、2862-4、2862-5、2865-1、  
2865-2、2865-5、2866-2、2866-4、2867-4、2878-1

## (3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名

駒ヶ根市赤穂10110-8

気賀沢不動産 気賀沢 朝文

建築管理課

○公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了した。

平成14年12月12日

長野県松本地方事務所長 本 道 亜紀子

1(1) 許 可 番 号

平成14年11月19日 長野県指令14建第30-22号

(2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

塩尻市大字片丘字町村9612-1、9612-5

(3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名

塩尻市片丘9608 小 松 浩

2(1) 許 可 番 号

平成14年8月19日 長野県松本地方事務所指令14松地建第8-5号

(2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

南安曇郡堀金村大字鳥川5086-2、5089-1、5089-2、5089-3、5090-1、5090-2、5092-2、5092-3、5095-1、5095-2、5095-3、5093-1、5097-1、5097-2

(3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名

南安曇郡豊科町大字豊科4270-6

株式会社あづみ野開発 代表取締役 浅 川 紀 六

南安曇郡穂高町大字穂高6032-20

穂高観光株式会社 代表取締役 小 澤 尚 徳

建築管理課

## ○公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了した。

平成14年12月12日

長野県長野地方事務所長 会 津 佳 伸

## 1(1) 許 可 番 号

平成14年6月18日 長野県長野地方事務所指令14長地建第17-2号

## (2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

須坂市大字小山字金井原1290-5、1290-6、1290-8、1290-9、大字須坂字金井原1532-1、1532-2、1533-1、1533-13、1539-1、1539-2、1539-4、1539-5、1540-1、1540-2、1542-1、1542-2、1543-1、1543-2、1543-3、1543-4、1543-5、1544-2、1544-3、1544-4、1544-5、1544-6、1544-7、1545-1、1546-1、1546-4、1546-6、1546-7、1546-8、1547-2、1547-7

## (3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名

長野市川中島町御厨石河原37

株式会社エス・エス・ブイ 代表取締役 吉 澤 良 一

## 2(1) 許 可 番 号

平成14年11月8日 長野県長野地方事務所指令14長地建第17-6号

## (2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

須坂市大字米持字木瓜原160-1、161-1

## (3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名

新潟県上越市中通町5-7

杉山建設株式会社 代表取締役 杉 山 範 伊

## 3(1) 許 可 番 号

平成14年11月11日 長野県長野地方事務所指令14長地建第19-7号

## (2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

埴科郡坂城町大字上五明字久保田610、611-1、611-2、612、613-1、614-1、615-1、616、617-3、631-8の内

## (3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名

更埴市大字鋳物師屋200

ちくま農業協同組合 代表理事組合長 坂 口 逸 男

4(1) 許可番号

平成14年11月18日 長野県指令14建第31-3号

(2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

須坂市大字米持字狐塚709-10

(3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名

長野市三輪2-2-34ファンタジー21C-102 駒津武昌・駒津めぐみ

5(1) 許可番号

平成14年11月15日 長野県指令13建第41-3号

(2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

須坂市大字野辺字横松原1945、1946-1、1951-1、1951-8

(3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名

須坂市大字須坂1230-50

信越商事株式会社 代表取締役 上沢広光

建築管理課

長野県教育委員会

○公 告

平成15年度における長野県立高等学校の生徒募集予定人員は、次のとおりである。

平成14年12月12日

高等学校名	全 日 制 課 程 第 1 学 年 募 集 予 定 人 員												定 時 制 課 程 第 1 学 年 募 集 予 定 人 員							
	募 予 人	集 定 員	学 科 別							英 語	理 数	体 育		家 庭	商 業	人	合 計			
			普 通	農	業	工	業	業	業											
長野県飯山照丘高等学校		人80	人80																	
長野県飯山北高等学校		160	120									40								
長野県飯山南高等学校		120	80								40									
長野県下高井農林高等学校		120		農 業 40 林 業 40 生 活 40																
長野県中野高等学校		200	200																	
長野県中野実業高等学校		240							機 電 土	80 械 氣 木			80							普 通 1 学 級
長野県中野西高等学校		240	200														40			















